平成 26 年 11 月 28 日 (金) 第 2 回 長浜市森林ディレクション審議会

参考資料編

- P1 平成 25 年度 長浜市森林整備事業決算額一覧
- P2 木育による木材利用の推進 滋賀県森林審議会資料より
- P3 26年度長浜市森づくりクラブ加入状況
- P4 森林·山村多面的機能発揮対策交付金取組団体
- P5 豊田市の森づくりの方向 ホームページより
- P15 長浜市産木材生産流通体制構想図
- P17 滋賀県森林組合連合会木材流通センター

滋賀県森林審議会資料より

- P21 東近江市での補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備マニュアル
- P39 ジビエは獣害から山村を救えるか ネットより引用

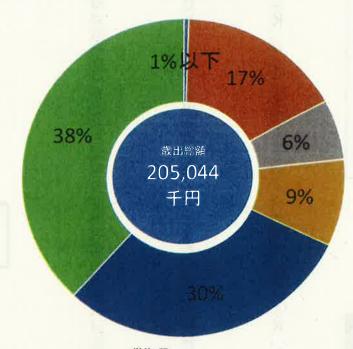
参考資料福

		1)	
	anie a		
- 012-ba-	kwy b		
			KI/
神のテキュラを集出し			

取扱でようマネーのおよかを自出さる発展のエコリー 原告

平成25年度森林整備事業決算額一覧

- ■森林の大切さの啓発と魅力の発信
- ■市民が参画する森林づくり
- 次代の森林を支える人づくり
- ■森林資源の利用拡大
- ■効率的な木材生産
- 多様な森林づくり



基本施策合	平成25年度決算額	詳細	本施舞	
993.44	500,000	棄づくりふれあいフェスタ	(1)	
330,44	493,444	ドイツアウグスブルク市森林利用促進使節団派遣事業	(1)	
	200,000	横山はらっぱ創造事業補助金	(2)	
34,038,00	19,095,300	里山リニューアル事業委託		
34,030,00	7,007,700	市民参加の里山づくり事業		
	7,735,000	林業関係協議会団体負担金および補助金		
	8,791,658	環境学習やまのこ委託		
	1,509,000	林家指導育成補助		
12,501,20	1,500,000	高山キャンプ場指定管理運営委託指定管理料	(3)	
	300,000	アセビ憩いの広場維持管理委託料		
	400,549	東上坂山村広場維持管理委託		
10.052.00	15,000,000	公共建築物市産材調達管理基金操出	(4)	
18,052,00	3,052,000	奉 のエネルギー活用推進事業	(4)	
	9,328,000	造林間伐事業補助		
	5,600,100	間伐推進(境界明確化)		
	1,701,000	森林整備地域活動支援交付金		
	8,566,954	林道維持管理費		
61 100 60	2,997,750	林道改良工事請負費	(5)	
61,103,60	1,502,000	広域基幹林道整備費負担金	(5)	
	3,255,000	林道橋梁点檢調查業務委託		
	12,401,550	里山防災整備事業委託		
	2,537,000	高性能林業機械導入支援事業補助金		
	13,214,250	市単独復旧事業		
- 2	30,588,370	ニホンジカ、イノシシ等被害防止対策業務委託		
	17,000,000	長浜市鳥獣書防止対策協議会による対策事業		
	2,716,000	湖北地域鳥獣被害防止対策協議会による対策事業		
	839,500	シカ対策事業奨励金		
	1,050,000	松くい虫防除(衛生伐)		
	173,250	松林健全化樹幹注入	<i>(</i> = <i>)</i>	
78,355,68	2,507,770	生活環境林保全管理等	(6)	
	3,685,500	県単補助営治山工事		
	919,000	鳥獣被害防除補助等		
	9,129,500	長寿の森巨木の森保全事業i補助		
	9,050,000	琵琶湖北部カワウ等対策事業推進協議会負担金		
	696,792	カワウ被害防除対策事業及び捕獲事業		

木育による木材利用の推進

木育とは

〇子どもから大人までを対象に、"木"材や"木"製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めて、木の 良さや利用の意義を学んでもらうための教 "育"活動

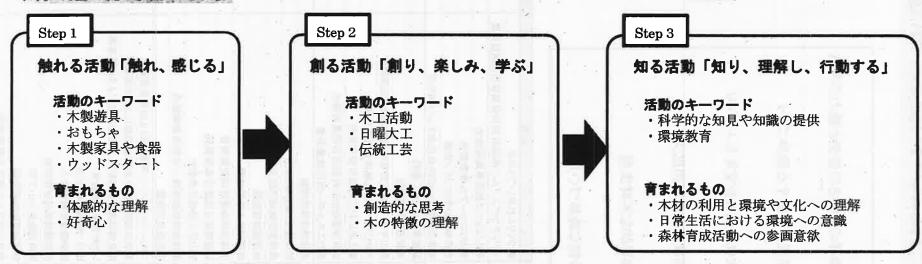
なぜ木育か

〇身近な生活から木に触れる機会が減少していることから、まずは、木に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、木の 良さやその利用の意義を学ぶ活動の場が必要となっています。

木育で何を目指すのか

〇木に対して親しみを持つ人や木の良さを活かした創造活動に携わる人を増やし、当たり前のように木が生活の中で利用される 社会を目指します。

木育の進め方〔イメージ〕



平成26年度 長浜市森づくりクラブ加入状況

g 0	団体名	代表者	団体人数
1	横山はらっぱ倶楽部	森川栄寿	43
2	虎御前山保全顕彰会	長谷川順二郎	51
3	里山が好き女性の会	横田光代	- 11
4	北近江林友会	古脇武士	74
5	雨森竹の会	大橋匡暢	33
6	薪つくろう会	高山甚一郎	40
7	伊部ひばり山活用グループ	中川和保	25
8	ほっこりおせんどさん山里の会	松本茂夫	8
9	小谷丁野町 里山づくり委員会	木村重治	41
10	余呉炭焼き倶楽部	石橋萬次郎	50
11	特定非営利活動法人 妙里の里	片山由文	18
12	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会	浅井正彦	25
13	木之本町サンデー林業グループ・大音森林づくり委員会	佐々木與惣雄	20
	浅井湯田地域づくり協議会【元どんぐり俱楽部(福良の 森)】	清水利展	20
15	唐川湧出山を守る会	野瀬 謙治	80
1.6	伊香具山友会	横関 隆幸	13
	合計		552

森林·山村多面的機能発揮対策交付金(国) 長浜市森林多面的機能推進事業(市)

	自治会・森づくり団体	旧市町名	事業取組
_	伊部ひばり山活用グループ	湖北町	
_	小谷丁野町里山づくり委員会	湖北町	
_	伊香具山友会	木之本町	
_	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会	西浅井町	
_	高月町唐川	高月町	
6	木之本町木之本	木之本町	
_7	ほっこりおせんどさん山里の会	湖北町	
_	八条の環境を守る会	長浜市	│ ├──H26国事業採択済
9	浅井湯田地域づくり協議会	浅井町	
10	八島里山づくり委員会	浅井町	
1,1	谷口杉を守る会	浅井町	
12	西野の森保全会	高月町	
13	保延寺森つくり会	高月町	
14	西山里守の会	木之本町	^
15	黒田大澤里山を守る会	木之本町	
16	野坂里山守り隊	西浅井町	
17	布勢町	長浜市	
18	古保利小学校林整備委員会	高月町	H26国事業
19	高月町重則観音山保全の会	高月町	採択済(二次)
20	雨森竹の会	高月町	
1	横山はらっぱ倶楽部	長浜市	H26市単独事業
2	杉野山の会	木之本町	採択済み
3	高時川源流の森と文化を継承する会	余呉町	3件
4	余呉町坂口	余呉町	
5	余呉町川並	余呉町	20 10
	西浅井町余	西浅井町	Hali
	西浅井町月出	西浅井町	
	西浅井町山田	西浅井町	aller rangin
	木之本町千田	木之本町	
_	伊香高校学校林	木之本町	
_	小谷上山田町	湖北町	
_	上野町	浅井町	,
_	太田町	浅井町	_ 10 TO 10 T
_	法楽寺町	浅井町	
	大門町	浅井町	市単独事業通知
_	山の前町	浅井町	The state of the s
_	乗倉町	浅井町	
_	北野町	<u> </u>	0.000
_	名越町		
_	小一条町	 長浜市	
_	田村町		
_	加田町		
	垣籠町		1
_		長浜市	-
_	余呉炭焼き倶楽部	余呉町	
25	NPO法人 妙理の里	余呉町	

豊田市の森づくりの方向

豊田市森づくり条例・100年の森づくり構想・森づくり基本計画のあらまし ~引き継ごう!豊かな森を将来へ~

and the second はじめに management

豊田市は、平成17年4月に合併し市域の約7割が森林という「森林都市」となりました。市は、森林を市 民の重要な生活基盤として捉え、公益的機能を高度に発揮することで豊かな水を育み、災害に強い森づくりの 実現等を促進することが必要だと考えています。

そのためには、スギとヒノキの人工林の管理を緊急かつ計画的に進めるとともに、木材の一層の活用が重要 な課題となります。また、市民が森林とふれあい、これを活用する機会を設けることも必要です。

そこで、豊田市では、平成19年3月に「豊田市森づくり条例」を制定するとともに、「豊田市100年の森づ くり構想」を策定しました。構想では人工林の間伐を集中的に行い、**過密人工林を20年間で一掃**することを 目標にし、平成 19 年 10 月、構想を具体化するための事業計画として「豊田市森づくり基本計画」を策定し、 新たな間伐補助制度の創設、地域組織「森づくり会議」の設立や「森づくり団地計画」策定の支援など、独自 の先進的な諸施策を実施してきました。その後、国の「森林・林業再生プラン」に基づく森林施策の転換や県 による「あいち森と緑づくり事業」の事業化など、森づくり(森林整備)に関する状況が大きく変化する中、 効率的に事業実施するため、条例に基づいて内容を見直し、平成25年3月に「第2次豊田市森づくり基本計 画」を策定しました。この計画では 10 年間で約 18,000ha の間伐を実施するという目標を掲げ、これを達成す るための6つのプロジェクトを充実させ、間伐手遅れ林を一掃するとともに木材の安定的な供給を目指します。

〈森づくり条例・構想・計画策定の背景〉



- ●行政区域3倍、森林面積6倍、人工林面積13倍!
- 豊田市の行政区域 約92,000ha (県土の約18%) 豊田市の森林面積 約63,000ha (市域の約68%)
 - うち人工林面積 約35,000ha (森林の約56%)
 - うちスギ・ヒノキ 約30,000ha (森林の約48%) 緊急に間伐を必要とする人工林 約20,000ha (推定)

<豊田市の森林面積>



資料:平成17年度愛知県林業統計書

<豊田市の人工林率> 森林面线 61,327h

資料;平成17年度愛知県林業統計書 (注) 国有林、地域森林計画対象外森林は含まない

社会環境の変化

- ●国産材需要の変化、価格の低迷
- ●山村地域の過疎化、高齢化の進展
- ●二酸化炭素吸収源として注目
- ●東海豪雨で間伐遅れが注目

自然的環境の変化

- ●森林の持つ機能の低下 公益的機能、木材等の生産機能
- ●地球温暖化、異常気象



<過密状態の間伐手遅れ林>

新たな使命

豊田市の新たな行政施策の必要性

人工林の計画的 かつ緊急な 間伐の推進

木材資源の 利活用の促進 山村地域の再生 と活性化による 森づくりの推進

森づくりの 担い手など 人材の育成

市民の理解に 基づく共働の 森づくりの推進



森づくり条例・森づくり構想・森づくり基本計画で、独自の森づくり

森づくり条例・構想・基本計画の位置づけ

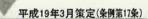
森づくり条例は、『豊かな環境・資源・文化をは ぐくむ森林の保全・創造を推進し、豊かな森を次世 代に継承する』ことを目的に、4つの基本理念に基 づき森づくりを推進するために制定したものです。

森づくり構想は、条例で定めた基本理念を実現するため、100年先を見据えた森づくりの方向性とこの先概ね20年間の基本的施策を示したものです。

森づくり基本計画は、構想の実現に向けて、今後 10 年間に行う施策を行政的な数値目標とともに定め、森づくりを計画的に実施するために策定したものです。 平成19年3月議決

基本理念、市・森林所有者等の貴務・役割などを明確にしたもの

くり模想



基本理念を実現するために、100年先を見据えた奏づくりの方向性及び概ね20年間 の基本的機能の考え方を示したもの

ロボングの基本計画

(第1次) 平成19年10月策定(条例第18条) (第2次) 平成25年 3月策定(条例第18条)

構調を具体化するために、今後10年間に行う施策を、豊価目標とともに示したもの

豊田市森づくり条例のあらまし(前文+全24条)

前 文 合併で広大となった森林が荒廃していることなどを踏まえ、適切な管理により、人工林、天然林を 市民の財産として次世代に引き継ぐことを決意して制定しました。

第1章 総則(第1~8条)

目的と4つの基本理念を規定するとともに、市や森林組合の責務、森林所有者等の役割を規定しています。

第2章 基本的施策 (第9~16条)

森林管理の基本方針のほか、森づくりのための各種事業の基本的な考え方を規定しています。

第3章 森づくり構想及び森づくり基本計画 (第17~19条)

森づくり構想および森づくり基本計画の策定、年次報告書の作成を規定しています。

第4章 推進組織 (第20~21条)

森づくりを進めるための第三者機関として「とよた森づくり委員会」を規定するとともに、森づくりに関する「地域組織(※)」の設置を規定しています。 ※P.7の「森づくり会議」が相当

第5章 雑則 (第22~24条)

職員の立入調査や採取等の禁止などを規定しています。

く森づくりの目的と4つの基本理念(第1条、第3条)>

理念① 公益的機能の発揮

過密人工林の間伐を最重点施策として、公 益的機能の回復を推進します。

理念③ 地域づくりと一体となった 森づくり

山村の知恵や文化を継承しつつ、地域づくりと一体となって森づくりを進めます。

目 的 豊かな環境・資源・文化 をはぐくむ森林の保全・ 創造を推進し、豊かな森 林を次世代に継承する。

理念② 木材の循環利用

地域材を積極的に利用することにより、人工林の適正管理を推進します。

理念④ 人材育成と共働による 森づくり

森づくりの担い手育成を図るとともに、市民 や企業などと連携して森づくりを推進します。)

<責務と役割(第4条~第8条)>

市の責務(第4条)	●総合的かつ計画的な施策の推進②国、他の地方公共団体等との協力体制の構築③財政上の措置
森林組合の責務(第5条)	●森林資源の有効な利用促進に積極的に取り組む●森林の適切な管理を組合員に働きかける③市の施策への協力
森林所有者の役割(第6条)	●森林の多面的機能が発揮される森づくり●森林の境界、木竹の状況把握、所有森林の管理方針の明示③市の施策への協力
市民の役割(第7条)	●森づくりに関する取組への協力、参加 ②地域材等の積極的な活用
林業及び木材産業等事業者 の役割(第8条)	●基本理念に配慮した事業の実施 ②市の施策への協力

豊田市 100 年の森づくり構想のあらまし

森づくり構想は、条例で定めた基本理念を実現するため、100年先を見据えた森づくりの方向性と、この先 概ね20年間の基本的施策を示したものです。森づくりに要する時間は100年単位の非常に長期のものですが、 行政計画としての側面も持つことから、計画期間は平成19年度からの概ね20年間としました。

森林の将来像 ◆

<近未来における豊田市の森林の姿>





森林整備の基本的考え方

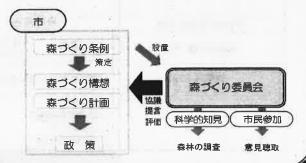
林業として成り立つところは公益的 機能が十分に発揮できる人工林づ くりを進めるとともに、尾根筋や急傾 斜地など、必ずしも林業に適さない 人工林は針広混交林・天然林化を 進めます。また天然林は植生遷移 を基本に保全、活用します。

とよた森づくり委員会 ◆

とよた森づくり委員会は、合併後間もない8月末に、市域の約7割に及ぶ豊田市の森づくりの方向 性について議論し、「条例」や「長期計画」の内容を検討する委員会として発足しました。当初は、公 募の市民や学識経験者、林業関係者等13名の委員で構成され、約1年半のうちに17回の森づくり委 員会と14回の自主会合で議論され、森づくり条例(19年4月施行)、100年の森づくり構想(19年3

月)を策定しました。条例施行後も、豊田市の 森づくりを推進するため、条例第20条に基づ き、引き続き「とよた森づくり委員会」を設置 し、現在は、年3回程度開催しています。

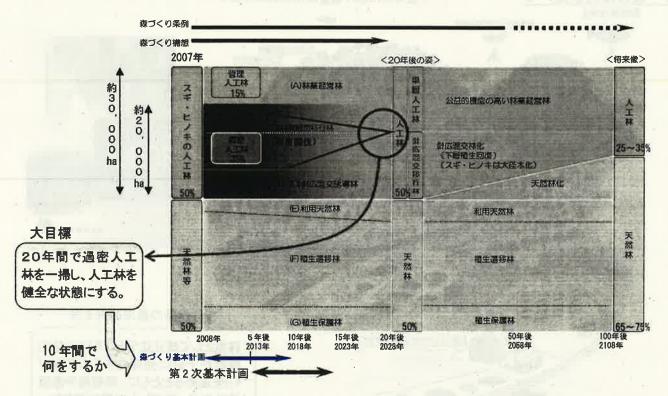
森づくり委員会は、市が行う森づくりに関す る事業についての協議・調査・提言を行うとと もに、豊田市森づくり基本計画の進捗状況につ いて評価を行っています。



◆ 森林の整備目標 ◆ ~20年間で過密人工林を一掃~

下段の森林区分と施業方針に基づき、当面概ね 20 年をかけて過密人工林を一掃するとともに、目標とする森林の将来像へ向けて誘導します。林業経営林については、路網の整備や高性能林業機械の積極的な活用等により、さらに経済性の高い人工林に育成します。なお、これらの林業経営林については、下層植生を繁茂させることにより、公益的機能の発揮にも十分配慮した施業を推進します。

一方、将来的にも林業採算性が見込めない場所や環境保全上天然林である方が望ましい場所においては、人工林を針広混交林を経て天然林化することにより、およそ 100 年後には、現状約 50%を占める天然林は 70% 程度まで増加すると想定します。



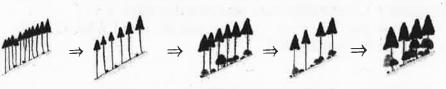
◆ 森林の立地条件等の特性に応じた森林区分と施業方針等 ◆

連林	区分香号	201	(A)	(8)	(C)	
現況				大力 man la file 大力	[株]	
X	分名称	林業経営林 林業経営移行林			曾移行林	
立地	大区分	道路からの距離、地形・地質、現存植業経営を目的として森林管理をする現存植生は人工林で、現在または将来的に採算が見込め、かつ所有者に経済林として積極的に経営する意志があることから、林業経営することが望ましい場所		植生等の経済的環境・自然的環境から、公益的機能に配慮しつつなることが望ましい場所		
立地条件等の特性	小区分			現存植生は人工林で、経済的環境から採算が見込めるため、補助制度等の施策により、所有者の経営意欲を高め林業経営することが望ましい場所	現存植生は人工林で、道路から遠いため現在は探算が見込めないが、路網整備等によって効率的な林業経営ができるように参行することが望ましい場所	
所有者の	の現在の意志	経営意志有		経営意志無		
林樂的	かな適・不適	適地	現状不適地 (将来適地)	適地	現状不適地(将来適地)	
管理	2基本方針	補助を活用した自己管理		補助を活用した自己管理・委託 管理への誘導	補助を活用した自己管理	
施業方針		○通常間伐 ○路網等基盤整備 ○単層人工林 ○伐採後は再造林		○強度切置き間伐のち強度利用間伐○路網等基盤整備○単編人工枠○伐採後は再造林	●強度切置き間伐のち 強度利用間伐 ●路病等基盤整備 ●単層人工林 ●伐採後は再造林	
		THE CONTRACTOR	a lay experience of the latter, and the	人工林		
将来(100	0年後)の森林像			公益的機能が高い林業経営	林	

森林施業の長期的指針の一例

現状が間伐手遅れ状態の人工林の場合

下層植生の回復を目的として、40%程度の強度間伐を数回繰り返 し、30~50 年後を目途に、林道等に近く経済性が見込める場所で は「単層人工林」を、それ以外の場所では「針広混交林」を目指し ます。針広混交林に残ったスギやヒノキの大径木を伐採した場合 は、天然林となります。



〈間伐前〉

•残存本数 2,500本/ha ・下層植生 ほぼなし

〈1回目間伐時〉

·間伐率 40%程度

-残存本数 1,500 本/ha

〈間伐後5~7年〉 ·下層植生 80%

〈2回目間伐時〉

・ | 回目間以後7~10年 ・ 下層植生 100% ・ 間 | 間 | 付金車 40%程度 ・ 残存本数 900 本/ha

〈2回目間伐後5~7年〉

単層人工林



<3回目間伐時>

- ・2回目間伐後7~10年 · 間伐率 30%程度
- ·残存本数 630 本/ha

〈3回目間伐後20年〉 ・天然植生は低木層まで

·下層植生 100%

針広混交林





〈3回目間伐時〉

- -2回目間伐後7~10年
- ・下層植生を残して間伐
- ·間伐率 50%程度 ·残存本数 450 本/ha

〈3回目間伐後20年〉

- ・天然植生は亜高木層まで ・下層植生 100% ・残存木は大径化

(注) 図内の数値は目安、間伐率は本数表示

構想に基づく森林区分のイメージ図

<構想に基づく森林区分>



(1)))	(E)	(F)	(G)
			天然林	
針広混3	で誘導林	利用天然林	植生遷移林	植生保護林
	の距離、地形・地質 した森林管理が望	、現存植生等の経済的環境・自然的環 ましい場所	境から、林業経営よりは公益的機	地形・地質や生態系保全の観点 から天然林であることが望まし い場所
現存植生は人工林で、将来的にも採算が見込めないこと又は環境保全上の観点から、強度間伐等により自然回復した樹種を加えた針広退交林化への誘導が望ましい場所		現存槽生は天然林で、所有者に 天然林として利活用する意志が あり、いわゆる里山林として利用 していく場所及び一般市民に開 放する市有林、NPO等による整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現存植生は天然林で、所有者に 天然林として利用する意志が無 いため、基本的には自然の種生 遷移に任せることが望ましい場 所	現存植生は天然林で、自然環境 の保全の観点から天然林の維持 が必要な場所
	-	利活用意志有	利活用意志無	
不遵地		<u>- 1</u>	<u>-</u>	_
高率補助」	又は公的管理等	自己管理 (森林所有者·市民·NPO等)	自然の植生遷移	自然の <u></u>
○強度切画を間伐又は着枯 らし間伐 ○スギ・ヒノキの大径木を 残した針広混交林化		○拡大適林はせず天然林を維持		= <u>*</u>
THE I			天然林	
針 広 混交林	植栽木伐採 後は天然林	管理された天然林	植生遷移した天然林	



豊田市森づくり基本計画のあらまし

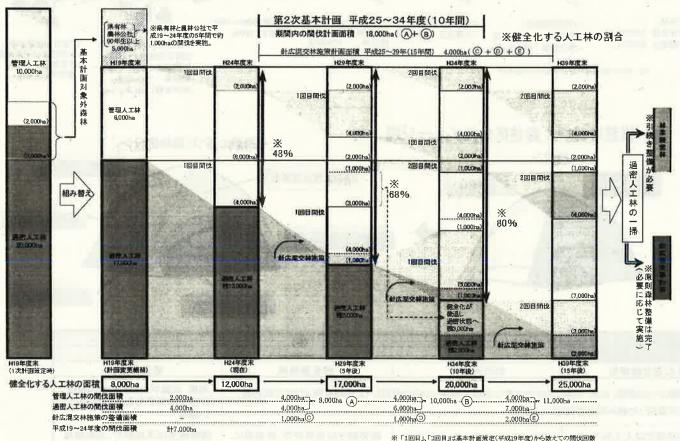
森づくり基本計画の目標(10年間)

構想の目標である平成39年度末までに過密人工林を一掃するために平成25年度から平成34年度の10年間を第2次計画期間として、基盤整備(体制づくり、人材育成、林業用路網整備等)を進めるとともに、森林区分に沿って間伐を強力に推進することにより、平成29年度末までに「健全化する人工林の割合」を68%に高めたうえで、平成34年度末には80%に高めます。

第2次基本計画では、市が推進すべき森林を明確にして計画対象森林を約25,000haとし、このうち約21,000haは団地化を中心に間伐を推進する森林として計画期間に約18,000haの間伐を実施します。

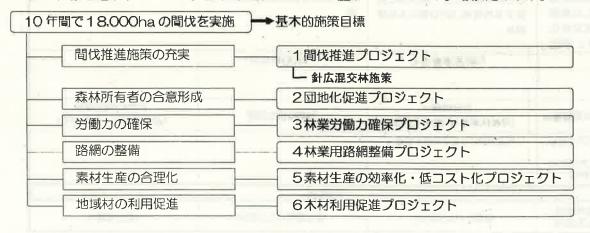
また、団地化が困難で林業経営に不向きな森林 約4,000haについては、針広混交林に誘導する新たな取組み「針広混交林施策」を検討しながら実施し、森林の健全化を図ります。

間伐推進計画と健全化する人工林のイメージ



基本的施策と重点プロジェクト

上記の目標を達成するために、基本的施策と6つの「重点プロジェクト」を設定します。



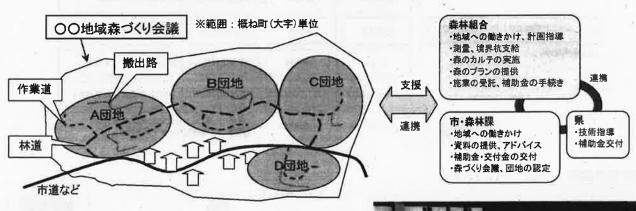
****** 6つの重点プロジェクト

「10年間で18,000haの間伐を実施する」という基本的施策を達成するための6つのプロジェクトを設定し、これらを複合的に展開することにより、間伐手遅れ林を一掃するとともに木材の安定的な供給を目指します。

No.	プロジェクト名	目的	目標値(平成34年度)	事業概要
1	間伐推進プロジェクト	・計画対象森林25,000haの の間伐を強力に推進し、公 益的機能が高度に発揮す る森づくりを目指す。	間伐実施面積 累計18,000ha	・団地化推進プロジェクトとの連携 ・針広混交林施策として団地化困難地域 等をして新たな取組みを検討・実施。
2	団地化促進 プロジェクト	・過密人工林の間伐を計画 的且つを効率的に実施し、 林業用路網整備と合わせ て団地化を図る。	森づくり会議 累計 170会議 団地認定面積 累計15,750ha	・森づくり会議の設立支援 ・森づくり団地計画の策定支援
3	林業労働力確保 プロジェクト	・現場作業のプロ・セミプロ の育成を行い、間伐を実施 するための林業労働力の 確保を図る。	緑の雇用研修生 10人/年 セミプロ養成講座受講 10人/年	・緑の雇用事業等の活用・とよた森林学校講座の活用・自力施業の推進・林業事業体の育成
4	林業用路網整備 プロジェクト	・林業経営林においては持 続的な林業経営が可能と なるよう林業用路網を整備 する。	林道 1km/年 林業専用道 2km/年 作業道 8km/年 搬出路 17km/年	・森林作業に合わせた路網の整備 (林道-林業専用道-作業道-搬出路)
5	素材生産の効率 化・低コスト化 プロジェクト	・高性能林業機械を活用するなどして、コストを削減し、 採算性の森林背業方法を 確立する。	伐採・搬出コスト8,000円/m利用間伐面積333ha/年素材生産量38,300m/年	・豊田市型作業システムの構築 ・高性能林業機械導入の支援 ・オペレーター等の養成
6	木材利用促進プロジェクト	・人に優しい木材利用を積極的に推進し、地域材の需要喚起と安定的な供給体制を確保する。	公共事業の木材使用量 1,000㎡/年	・公共事業等における地域材の利用 ・地域材の加工・流通体制整備 ・木材利用の促進とPR ・原木の流通システムの構築

団地化促進プロジェクトの推進状況

「森づくり会議」は、町(旧大字)程度を範囲に、地域の森林所有者等で組織し、地域自らが森林管理や整備の方針を決めるとともに、森林組合・市・県と連携しながら事業地の団地化を進めます。そして、団地毎に自ら施業界を確定し、森林整備を進めるための「森づくり団地計画」を策定します。計画が策定された団地については、補助金の割増し等を受けることができ、その後、森林組合が集中的な間伐を実施します。



実績(平成25年3月31日現在の累計)

森づくり会議:80会議

森づくり団地: 233 団地、4,438ha

※この団地面積は、間伐予定人工林で、

測量まで終わり、団地計画を市が認定した面積



<団地化説明会>

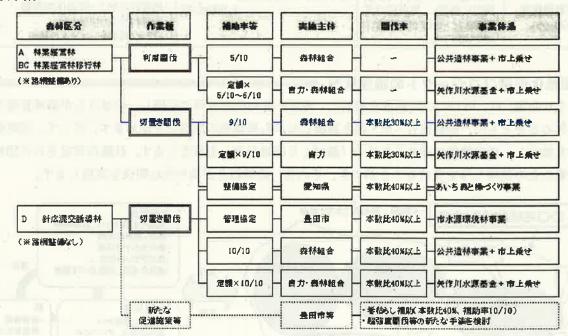
その他の主要な施策

重点プロジェクトの他、重要であると考えられる次の施策に取り組みます。

1 森林の現況把握に関する施策	①森林GISの活用
原料集成	②境界の保全
2 木材以外の森林資源の活用に関する施策	①特用林産物生産の振興
	②木質バイオマスエネルギーの研究
3 とよた森林学校に関する施策	①森林活動に関わる人材の育成
RECOGNICATION SOUR	②森の応援団の育成 ③出前講座の開催
4 山村地域の活性化に関する施策	①林業関係者の定住促進と雇用環境改善への支援
P. Committee of the com	②都市と農山村との交流促進 ③森林文化の継承
5 NPO・森林ボランティアとの共働による森づ	①「森林活動森」づくりの推進 ②森林ボランティア活動の支援
くりに関する施策	③企業・団体の森づくり活動に対する支援 ④普及啓発活動
6 事業評価に関する施策	①間伐実施・手法に関するモニタリング
	②林業用路網整備に関するモニタリング
7 その他の施策	①森林整備効果の PR ②市有林の活用・管理
A XX	③都市近郊林の整備 ④竹林の整備 ⑤職員の研修と育成
CONTRACTOR LINES OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRA	⑥森林管理のための資格等の検討

■ 事業推進のための補助制度

●間伐事業



●林業用路網

路網区分	幅負	事業主体	財源	公的負担
林道	4.0~5.0m	市	国庫·県費補助	97%
林業専用道	3.5m	市	国庫	97%
作業道	3.0m	森林組合等	矢作川水源基金(市費上乗せ)、市費単独	97%
搬出路	2.5~3.0m	森林組合等	市費 ※団地内	定額

<お問合せ> 豊田市 産業部 森林課 TELO565-62-0602 ※豊田市の森づくり施策の詳細については、豊田市森林課のホームページをご覧ください。 →検索サイトで「豊田市森林課」と入力してください。

再生紙を使用しています

矢作川水系森林ボランティア協議会(矢森協)

|矢森協TOP||山林の健康診断| |森の健康診断||活動報告||リンク|

「山林(やま)の健康診断」承ります。

- ・間伐しなきゃいかんのはわかっているけど、どれくらい伐っていいものだか?
- うちの山は、光は入らんし真っ暗で、下草なんか全然生えとりゃせん。 根はむき出しで、木はヒョロヒョロで台風が来たら土砂崩れでイチコロじゃ。でも、今さら 間伐しても手遅れかも・・・?
- ・巻き枯らし間伐とか、列状間伐とか、オガヤ式とかいっぱいやり方があるみたいだけど、 うちの山林はどうすりゃいいのだろか?

そんな山主さん、 矢作川水系森林ボランティア協議会(矢森協)におまかせ下さい。

いま私たちは、人工林の間伐手遅れによる荒廃を大変心配しています。これまでも、私たちと素人山主さんとが一緒に山仕事を学びながら間伐を進めることを提唱してきました。

矢森協では今回新たに、スギやヒノキ林の混み具合や植生調査をすることで、人工林の健全度(荒廃度)を測定し、処方箋を作り施業メニューを提示する事業を開始しました。

例えば、初心者でも出来る巻き枯らし間伐から、少し習えば出来る間伐法、矢森協と一緒にやる方法、森林組合に依頼する・・・などなど、家族や山林の個性にあわせて30年先50年先を見据えた提案をさせていただきます。 もろん 無料です。



まずは健康診断から



元信州大学教授

山の赤ひげ先生こと、島崎洋路さんも推薦しています。

- 1. 下記「矢森協」事務局まで連絡下さい。
- 2. 場所と境界を教えて下さい。現地で矢森協スタッフが調査をします。
- 3. その場でもしくは後日、診断表と処方箋及び施業メニューを提示して、相談に 乗ります。
- 4. 料金日当など一切いただきません。お茶くらいなら・・・。

もしも、**矢森協事業**(交流学習事業、モデル林オーナーなど)で一緒にやっていただけることがあれば是非ともお願いします。もちろん押しつけません。

「矢森協事業」を一緒にしませんか?

矢森協事業の概要

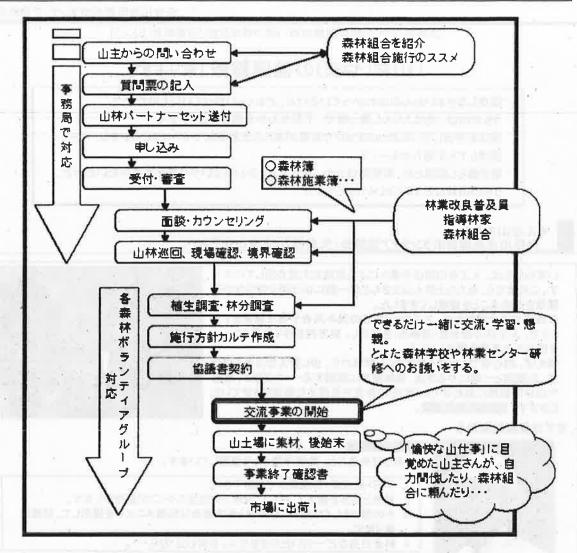
- 1. お宅の山林のできるだけ多くを森林ボランティアと一緒に見回り、簡易診断をします。
- 2. その中で緊急に整備の必要のある山林は森林組合などへの施業依頼などを勧告することがあります。たぶん大半がそうなるでしょう
- 3. 道に近く比較的作業の容易な林分の一部を境界確定(仮杭でも可)してからサンプルにします。サンプルは一区画概ね30aまでとして、すぐ近くに後でご自分で間伐する分も残します。森林ボランティアが植生調査と林分調査を行い施業方針を作成します。

(ここまでは概ね「山林(やま)の健康診断」と同じです。)

- 4. 施業方針に山主さん(以降「山林パートナー」と呼ぶ)が同意したら、以後 山林パートナーは 施業に注文を付けない約束とします。むしろ、山林パー トナーは森林ボランティアとともに(対等に)作業に加わったり、交流学習したりしましょう。おやつの差し入れなど も大歓迎です。
- 5. 間伐材は森林ボランティアが搬出して出荷します。その代金や費用はすべて森林ボランティアに帰属します。 原則的に切り捨て間伐は行わず、伐採後をきれいに整理することに努めます。
- 6. 施業後は山林パートナーとともに施業確認を行い、事業は完結します。

山林パートナーには、この森林ボランティアとの交流学習を通じて得た知識とノウハウ、そして山 仕事の喜びを糧に、他の山林も適切な管理を行い、自ら「愉快な山仕事」を実践されることを切望 します。また「とよた森林学校」への参加もおすすめします。



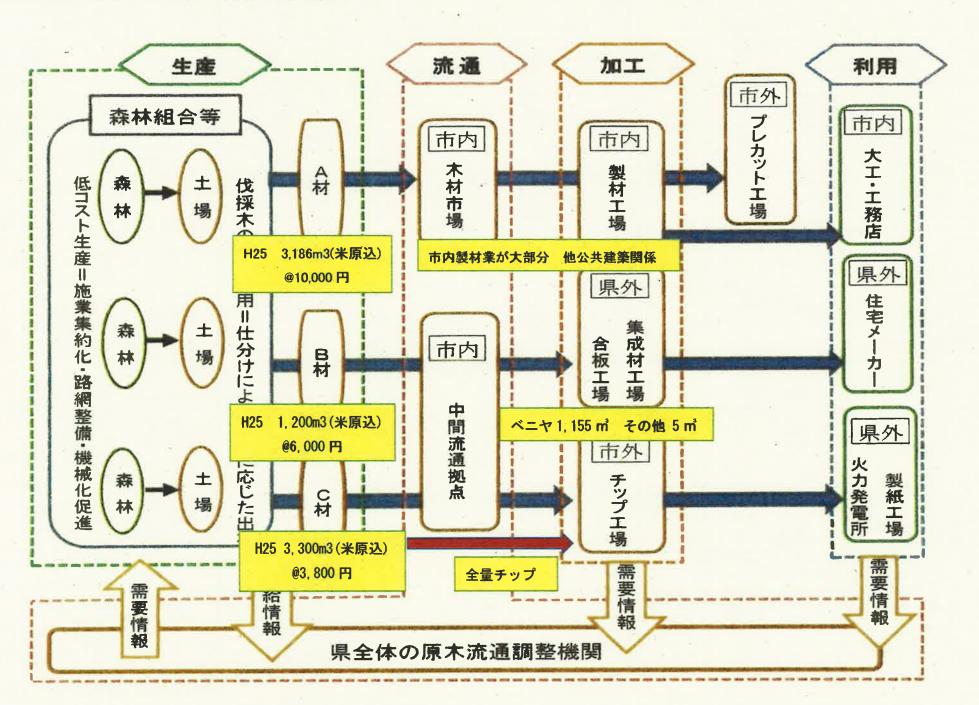


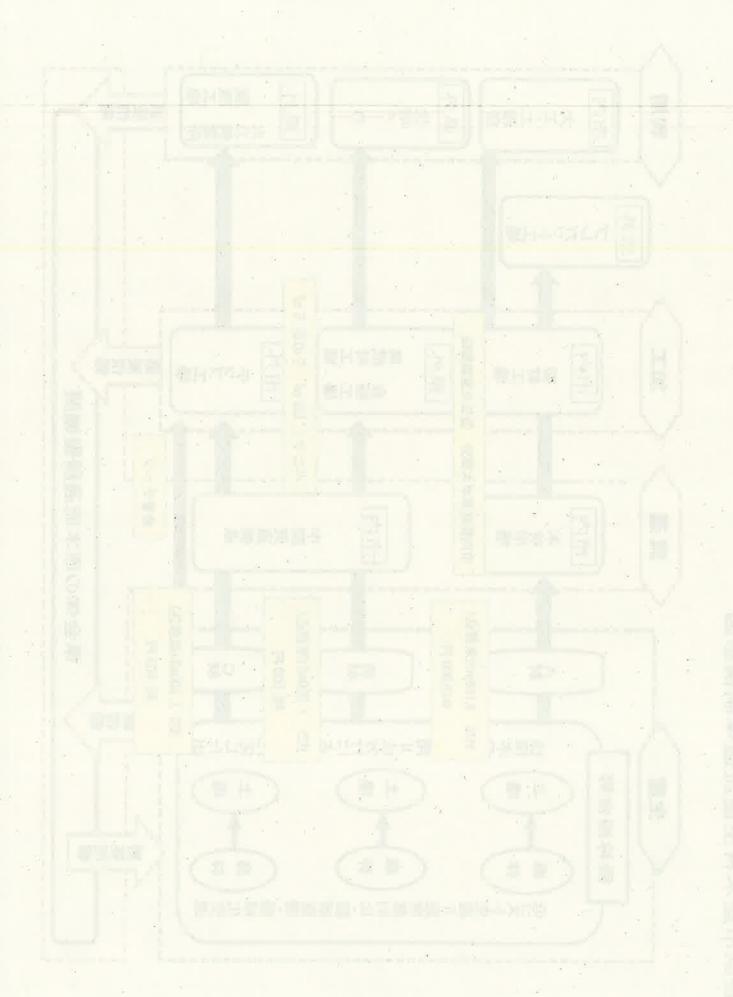
|矢森協TOP||山林の健康診断| |森の健康診断| |活動報告| |掲示板| |リンク|

矢作川水系森林ボランティア協議会(矢森協) 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-44-17嶋田ビル203 伊勢三河湾流域ネットワーク事務所内 Tel:090-4160-9065(矢森協) fax052-581-8161

Copyright(c)2005 YAMORIKYOU All rights reserved.

<E-mail:yamorikyou@yahoo.co.jp>



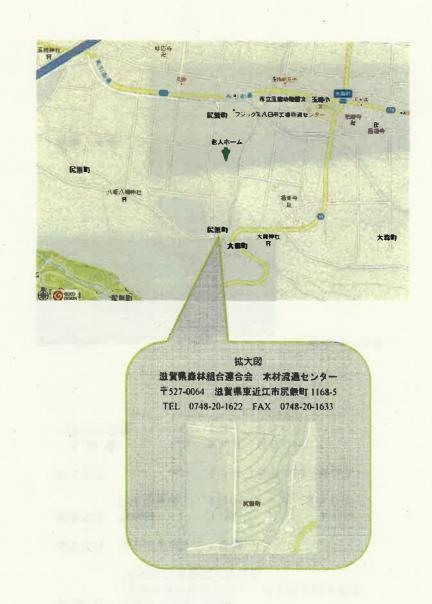


滋賀県森林組合連合会 木材流通センター



滋賀県森林組合連合会





【事業主旨】

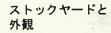
滋賀県内において、近年、集約化施業の推進などにより、木材の 生産量が増加し、間伐材などの木材の利用拡大を図るとともに、生 産と流涌の両面から木材の安定供給体制整備が必要不可欠になって きました。そのため、県産木材の安定供給を行うために、木材のス トックヤードへの必要性が高まり、滋賀県森林組合連合会が、その 一翼を担うため、木材流通拠点整備に着手することとなりました。

今後は、県産木材の安定供給を図るため、木材流通の中間ストッ クポイントの役割を果たすとともに、木材の有効利用の観点から、 木材の適正な仕分けを行い、多方面にわたり有効な販売をすること が、重要な責務であると考えております。

また、県内の木材流通を一元化するため、民間市場2社、森林組 合1組合と連携し、平成24年4月より県産木材流通促進協議会を 立ち上げ、県産木材の安定供給および品質の安定化に寄与していき たいと考えております。



県産木材を多く利用 した内装





【事業概要①】

事業名 平成23年度(繰越)

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金事業 木材加工流通施設等整備

事業種目 ストックポイント整備

整備内容 管理棟

1 棟

8 5 m

貯木場整備

1カ所 9,450㎡

総工事費

31, 774, 680円(税込み)

工事費 設計管理費

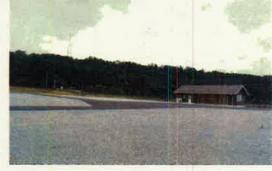
28, 980, 000円

2, 794, 680円



管理棟 全景





-19-

【事業概要②】

事業名 平成24年度

滋賀県森林整備加速化・林業再生基金事業 木材加工流通施設等整備

事業種目 ストックポイント整備

整備内容 グラップル 1 台

(選木グラップル付き 0.5 m3 油圧ショベル)

事業費 13,650,000円(税込み)



県産材流通における木材流通センターの機能と役割

○需要や流通に関する情報の収集・発信

① 流通情報 (国産材流通動向)

国内(近隣)の大規模製材工場の生産・原木調達の状況、国内の住宅着工の現状と見通し 国内の木質バイオマス発電施設の稼働・原木調達の状況 国産材の(製材)価格の状況と見通し 等

② 需要情報(県内消費) 県内の木造公共建築物の計画・発注の状況、県内の住宅着工の現状と見通し 県内の製材工場の生産状・原木調達の状況 等

○需給調整

- ③ 大規模製材工場との供給調整・価格交渉(B材、C材、D材を中心とした安定供給)
- ① 木造公共施設等の県内需要に対する原木調達のコーディネート
- ⑤ 需要や価格の動向に即した素材生産調整(増産・減産)
- ⑥ 森林組合系統の緊密な連携によるスケールメリットを活かした安定供給(量的な安定)

○仕分け・配送

- ⑦ 利用目的や供給先ごとの適切な仕分け(A: 建築用材 B: 合板・集成材用材 C:チップ用材 D: 燃料用材)による、無駄のない販売と素材価格の確保(収益の最大化)
- ⑧ 効率的な運搬車両の配車による配送機能の強化 (経費の最小化)

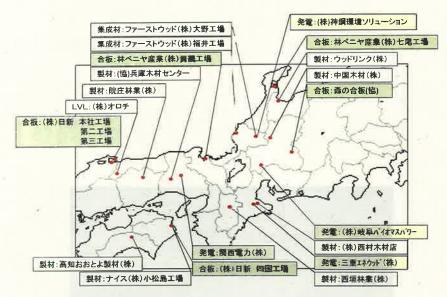


なぜ木材流通センターのような開給調整機関が必要なのか?

- ▶ 今後、県産材の素材生産量が増加してくると、県内消費だけでは安定した需要を確保することは困難(特にBCD材)で、県外への流通にも対応できる体制を整えておく必要がある。
- ➤ 社会・経済情勢等を反映して国産材流通は敏感に変動することから、県産材流通においても、 国産材の流通動向に対して迅速かつ的確に対応する必要がある。
- ▶ 県産材を安定的に供給していくためには、年間を通したまとまった量の素材の確保が不可欠であることから、素材生産事業体(森林組合)のネットワーク化による相互補完の仕組みが必要である。

森林組合連合会が運営する木材流通センターが行うことのメリットは?

▶ 素材生産の組織化と窓口の一本化により、需給の多寡に応じて素材出荷量の調整が容易となり、 価格交渉も有利に進めることができる。(需給のミスマッチの解消)



近隣府県の大規模需要者一覧表

名 称	生產品	年間原木 消 費 量 (m3)	所在地	備者
林ベニヤ産業(株) 舞鶴工場	合板	120,000	京都府實護市	S42稼働
林ベニヤ産業(株)七尾工場	合板	190, 000	石川県七尾市	S45稼働
ウッドリンク(株)製材事業部	羽柄材、下地材	65, 000	富山県高岡市	\$46稼働
院庄林集(株)製材事業部	構造材、羽柄材	71, 000	岡山県津山市	H13稼働
(株)日新 本社工場	合板	158, 800	鳥取県境港市	H12稼働
ファーストウッド(株)福井工場	住宅用業成材	92, 000	福井県福井市	H18稼働
西垣林業(株)	下地材	不明	奈良県桜井市	H18稼働
(株)オロチ	LVL	54, 000	鳥取県日野郡	H20稼働
(株) 西村木材店	構造材、羽柄材	80, 000	三重県多気町	H21稼働
森の合板協同組合	合板	100,000	岐阜県中津川市	H22稼働
協同組合兵庫木材センター	構造材、羽柄材	80, 500	兵庫県宍粟市	H22稼働
(株)日新 四国工場	合板	50, 000	徳島県小松島市	H22稼働
ファーストウッド(株)大野工場	住宅用集成材	国産材取扱無	福井県大野市	H23稼働
高知おおとよ製材(株)	構造材、羽柄材	100,000	高知県長岡郡	H25稼働
ナイス(株)小松島工場	製材	50, 000	徳島県小松島市	H26稼働予定
(株)岐阜バイオマスパワー	木質パイオマス発電	90, 000	岐阜県瑞穂市	H26稼働予定
三重エネウッド(株)	木質バイオマス発電	76, 200	三重県松阪市	H26稼働予定
中国木材(株)	構造材	50, 000	岐阜県都上市	H27稼業予定
関西電力(株)	木質パイオマス発電	118, 800	兵庫県朝来市	H28稼働予定
(株)神鋼環境ソリューション	木質バイオマス発電	100, 000	福井県大野市	H28稼働予定
合 it		1, 646, 300	※日新本社工場分には、第	ニエ場・第三工場分を含む

東近江亭事例

補助事業を活用した 集落ぐるみでの森林整備マニュアル

序章 はじめに	1
第1章 マニュアルの使い方を知ろう	2
第2章 森林整備の効果を知ろう	4
第3章 森林整備の手順を知ろう	6
第4章 合意形成と推進体制	8
第5章 森林の所有者状況を調べよう	10
調査の成果・手順を掴もう	10
地籍図を作成しよう	12
土地台帳を作成しよう	14
不在地主の場合の処理	16
第6章 森林経営計画を策定しよう	18
森林経営計画とは	, 18
森林組合等と委託契約を結ぼう	20
計画書の内容や認定基準を知ろう	22
第7章 森林整備をしよう	24
第8章 整備後、どのように森林を維持するか考えよう	26
Q&A	28

-22-

序章 はじめに

集落周辺の森林は、集落ぐるみで守る

鈴鹿山地から離れた集落周辺の森林は、大昔から薪や柴等の燃料林、松茸等の菌山として活用されるなど、近隣の人々の暮らしと深くかかわり守られてきました。しかし、昭和40年代から各家庭にガスや灯油が普及し、だんだんと手入れされなくなってきました。植林された箇所も数多くありますが、全体的にみると間伐や侵入竹の整備ができていないところも多く、荒れた感じがして、人々が森林に近づかないようになってきていました。

さらに、荒れた森林が、イノシシやシカをはじめとする野生動物のすみかとなり、農業被害が多発するようになってきました。このため、近年は、湖東地域の数多くの地区において、イノシシやシカなどの侵入を防止するために、獣害フェンスの設置や緩衝地としての林辺の伐採整備を進めてきました。その中の多くの地区で、「山の縁はきれいになったが、奥はまだ相当荒れているので何とかならないものか。」という声を聞いています。

一方、平成24年度に国は「森林・林業再生プラン」を策定し、森林施業の集約化と効率化、間伐材の利用促進を図るために、「森林経営計画」を策定し、認証を受けた地区でないと間伐、枝打ち、下刈り等の補助が受けられなくなるという制度に移行しつつあります。

そこで、集落ぐるみで集落周辺の森林の「森林経営計画」を策定し、補助事業を活用して整備することを提案します。これまでは森林整備の補助事業は、主にスギやヒノキ等の生産林に適用されてきました。しかし、平成24年度の制度移行に伴い、集落周辺の雑木林でも、集落ぐるみで森林所有者の合意形成を図り森林経営計画を策定すれば、補助事業として整備ができるようになりました。しかも、伐採・搬出した木材の売却益により個人負担なしの整備が可能となります。そのための手順をここに整理しました。

本書が集落周辺の森林整備の一助となり、集落の獣害対策に貢献するとともに、森林の持つ多面 的機能の向上に寄与できれば。また、集落の皆さまが一体となって、市町村や地域の森林組合等の 事業体と連携を図り、集落の財産である森林を、集落の未来を託す子供たちにつないでいって頂けた なら。これ以上の喜びはありません。

東近江市農林水産課

第1章 マニュアルの使い方を知ろう

【適正な森林管理の実 現】

適正に管理された森林 は、そこに存在するだけ で水源かん養、国土保 全、生物多様性保全、地 球環境保全など多面的 な機能を発揮します。こ のため、将来世代に豊 かな森林を引き継行るよう、これらの思恵を受け る多くの人々と、それを ウリ肯でる森林解有 大に、必要な森林 推進します。

マニュアル作成の背景

東近江市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町は、共有の 財産である森林を地域で守り育て次世代に継承していくため、湖東 の森林づくり自治体会合を開催し、「湖東の森林づくりに関する共 同宣言」(2012.2.29)を採択しました。 その行動方針には、1. 森林 資源の賢明な利用、2. 適正な森林管理の実現、3. 都市と農村を つなぐ仕組みづくりが掲げられています。

「適正な森林管理の実現」には、森林所有者との連携が必須ですが、近年相続手続きが行われていない等で森林の管理責任が不明確となる事例が増加しています。



写真「湖東の森林づくりに関する共同宣言」(2012.2.29)

マニュアルの目的

このマニュアルは、集落単位に森林の所有状況を把握、合意形成 し、補助事業を活用して森林整備をするという、「適正な森林管理の 実現」の一手法の手順をまとめたものです。

マニュアルの対象読者、対象範囲

対象読者:集落で森林整備を推進する役員及び関係者

対象範囲: 集落周辺の森林

マニュアルの構成

マニュアルの構成は下図のとおりです。

構成	内容					
第1章 マニュアルの使い方を知ろう	1)背景、2)目的、3)対象読者、対象範囲、 4)構成					
第2章 森林整備の効果を知ろう	1)獣害対策、2)ナラ枯れ対策、3)多面的 効果、4)整備後の森林のようす					
第3章 森林整備の手順を知ろう	1)集落合意と推進体制、2)所有者調査、 3)森林経営計画、4)森林整備、5)整備後 の管理					
第4章 合意形成と推進体制	1)自治会で合意を得よう、2)集落全体で 森林整備に取組む意義や理由、3)推進体 制					
第5章 森林の所有者状況を調べよう						
調査の成果・手順を掴もう	1)調査の成果、2)地籍図の作成手順、3) 土地台帳の作成手順					
地籍図を作成しよう	1)森林簿、森林計画図の入手、2)森林計画図の転記、3)公図の写しの入手、4)森 林計画図の補正、5)地籍図整理					
土地台帳を作成しよう	1)土地台帳の様式作成、2)固定資産税納 税通知書、3)登記簿の写しの入手、4)土 地台帳の整理					
不在地主の場合の処理	1)連絡先を調べる、2)交渉、3)所有者と覚 書を結ぶ					
第6章 森林経営計画を策定しよう						
森林経営計画とは	1)概要、2)要件、3)相談先、4)森林経営計画策定の流れ					
森林組合等と委託契約を結ぼう	1)契約締結までの流れ、2)契約主、3)契 約書、4)委託費用					
計画書の内容や認定基準を知ろう	1)計画書の内容、2)認定基準、3)集落で 検討するポイント					
第7章 森林整備をしよう	1)概要、2)要件、3)費用、4)森林整備の流 れ、5)精算方法					
第8章 整備後、どのように森林を維持するか考えよう	1)利活用、2)池之脇地区の利活用事例、 3)維持管理					
図 マニュアルの構成	8 7					

歌客対策

第2章 森林整備の効果を知ろう

近年、湖東地域の数多くの地区において、イノシシやシカなどの 侵入を防止するために獣害フェンスの設置や、緩衝地としての 本辺 の伐採整備が進んできました。しかし、その中の多くの地区で、「山 の縁はきれいになったが、奥はまだ相当荒れているので何とかなら ないものか。」という声を聞きます。

獣害対策を抜本的に解決するためにも、集落周辺の森林全体を 整備することは非常に有効な対策です。





写真 茶色く枯損するナラ枯れ

ナラ枯れ対策

多面的効果

最近、湖東地域においても、コナラやミズナラなどの落葉ナラ類、 カシ類、シイ類が、集団で枯損する「ナラ枯れ」という現象が広がっ ています。

この病気は高齢な巨木の方がかかりやすく、これに対して短伐期 施業林分いわゆる低林施業では、ナラ枯れの発生が少ないことで 知られています。

低林施業するこの森林整備は、ナラ枯れ被害の拡大を食い止め る意味でも、重要な対策です。



写真 森林の多面的機能イメージ

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、 保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しています。

放置された森林を整備することにより、森林の持つ多面的機能の 向上効果が期待できるといえるでしょう。

N

整備後の森林のようす

25



写真 山裾の竹を伐採、植林地は強度間 伐(50%)



写真 杉植林地の間伐後



写真 雑木林の間伐後

第3章 森林整備の手順を知ろう





写真 合意のための集落総会



写真 所有者關查



写真 森林経営計画

集落合意と推進体制

まず、自治会総会や役員会で、集落全体で地域の森林を整備し ていくという合意を取る必要があります。

また、森林整備は計画、整備の実施、整備の活用も考慮すると概 ね10年間の集落活動となります。このため、1年交代でない長期間 の5~10名での推進体制を整える必要があります。

所有者調査

自治会等で森林の所有者状況(地番、地目、面積、所有者等)を把 握していればよいのですが、把握していない場合は固定資産税通 知書を直接所有者から閲覧させて頂くか、アンケート形式で必要な 資料(地番、地目、面積、所有者等)を開示して頂くかして、整備を 一体的に行う森林の所有者状況を整理します。(市で保有する固定 資産等の情報は個人情報で非公開のため、自治会等で調査する必 要があります。)

森林経営計画

平成24年度に国は「森林・林業再生プラン」を策定し、森林施業の 集約化と効率化、間伐材の利用促進を図るために、「森林経営計 画」を策定し、認証を受けた地区でないと間伐、枝打ち、下刈り等の 補助が受けられなくなっています。このため、森林組合等へ森林経 営計画の策定を委託します。森林組合等の委託契約は、「1)森林 所有者の代表として自治会等が契約主になる場合」と、「2)森林所 有者が連名で契約主になる場合」の2パターンがあります。

「2)森林所有者が連名で契約主になる場合」は、個人の森林の境界を各々測量する必要があり、その分期間や費用がかさむため、「1)森林所有者の代表として自治会等が契約する場合」の方が事業区域の外境界だけの測量でよく手間がからず安価です。このことから、「森林所有者の代表として自治会等」が契約主になることをお奨めします。 委託締結後、森林組合等は、森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5ヵ年の計画を作成します。

森林整備

森林経営計画の認証を受けたら計画に基づき、「森林環境保全直接支援事業」を活用し、森林整備を行います。実際には毎年、森林組合等が現地確認、具体的な森林整備(間伐、枝打ち、伐採、作業道等)や見積書の内容を自治会と協議し、施業することになります。 林内には、間伐材を搬出するための作業道(キャタピラの運搬車が通れる程度)を整備していきます。

整備後の管理

森林の外縁は集落で下刈などの管理を行うことが望ましいです。 日光が入るようになるため森林の外縁は雑草が繁茂しますが、林内 はある程度影ができるためそれほど下草は生えません。

この事業のよいところは、今回の森林整備が終了し、5ヵ年経過すれば、また再度同じ制度を活用して森林整備が可能です。



写真 森林整備



写真 下刈

第4章 合意形成と推進体制



写真 合意のための集落総会

自治会で合意を得よう

まず、自治会総会や役員会で、集落全体で森林整備をしていくという合意を取る必要があります。

また、伐採・搬出した木材を販売して得た利益を、地元負担金に 充てて、実質地元負担なしで事業を実施できるようにします。集落 一体的な取組は、もし売却益が発生しても、今後の集落の森林の 維持管理費など森林保全のため、森林所有者個人に配当しないようにするという基本合意が必要です。

集落全体で森林整備に取組む意義や理由

集落全体で森林整備に取組む意義・理由は、各集落で違うものと 思われますが、その代表的なものは次のとおりです。

- 獣害の抜本的解決
- 里山は集落みんなの財産であり、子供たちにその財産をつなぐ
- 集落の環境対策の一環
- 整備後の利用(住人の交流の場、都市農村交流の場)
- 外に出て行ったものが、また帰って来たいなあと思えるような里 山づくり
- ほぼお金をかけずに森林整備ができる可能性が高い

など

推進体制

森林整備は計画、整備の実施、整備の活用も考慮すると概ね10 年間の集落活動となります。このため、1年交代でない長期間の5 ~10名での推進体制を整える必要があります。

【推進体制の具体例】

推進体制の具体例を以下に示します。各集落の状況によって決めてください。

- 自治会の各組から森林所有者の代表を選出する。
- 森林整備をめざす有志。
- 自治会で任期が長期の森林整備部会をつくる。
- 自治会とは別に、森林所有者で構成する組織をつくる。

など

【市町村への相談】

自治会での合意を得て、推進体制が整った段階で、市町村の森 林行政担当へ支援体制について相談してください。

第5章 森林の所有者状況を調べよう調査の成果・手順を掴もう

調査の成果

この調査の成果は、整備対象とする範囲の地番図と各地番に対応した地目、面積、所有者等が記載された土地台帳です。

<調査の成果>

- 1. 整備対象とする範囲の地籍図
- 2. 各地番に対応した地目、 面積、所有者が配載された土地台帳

先進地の地籍図と土地台帳は以下のとおりです。



地籍図には地番のほか、所有者、面積 も記載するほか、集落の共有地、神社所 有地、道水路、ため池、地区外地権者や 行政の所有地を着色しておくとわかりや すいです。

写真 地類図(先進地事例)

土地台帳は町字、字、地番、地目、面 積、所有者を記載します。

地目、所有者は登記および現況の2項目、地番は登記および実測の2項目としておきます。



写真 土地台帳(先進地事例)

地籍図の作成手順

地籍図の作成手順は下図のとおりです。

森林簿、森林計画図の 入手

関係する森林簿、森林計画図を、市町村を通して県より入手しま

森林計画図の転配

関係する林班内の筆界と地番をトレースします。

公図の写しの入手

森林簿に記載があるが森林計画図にない地番など、位置の不明な 地番は法務局から公図の写しを入手します。

森林計画図の補正

●法務局より入手した公図より、森林計画図の業界(地番界)を補 正します。

地籍図整理

2

 ∞

補正が完了したら見やすいように集落共有地、道水路、ため池、 公共用地などを着色します。

図 地籍図の作成手順

土地台帳の作成手順

土地台帳の作成手順は下図のとおりです。

土地台帳の様式作成

◆入手した森林簿より関連する林班内の地番、所有者、面積を抽出 して、土地台帳の様式を作成します。

固定資産税納税通知書の

森林整備の賛同者から固定資産税通知書の情報(所有者、地目、 面積)を得て、様式の確認を行います。

登記簿の写しの入手

・固定資産税通知書で確認できなかった地番は、法務局から登記簿 を入手します。

土地台帳整理

以上より土地台帳を整理します。

備考には森林整備への参加同意確認の状況も記載しておきます。

図 土地台帳の作成手順

地籍図を作成しよう

[森林簿]

森林灣とは、森林計画 図に対応する林小班ご と果内の国有林を除く 民有林の森林資源に関 する台帳です。 森林の面積や森林の種 類、材積や成長量など の森林の様々な情報が 記載されています。 【森林針團図】 地形と森林の境界(林班 界)を表す地図に、林班 界、小班界、林道、森林 の種類等を記入した図 面です。

※注意事項

森林簿並びに森林計 画図は、森林計画制度 の書営のために必要な 森林養源の基礎養料と して、航空写真等により 作成した資料のため、樹 種や林齢などの森林の 状況及び所有界は実測 及び確認をしておりませ

よって、所有権、所有 界、面積等土地に関す る結構利及び立木竹の 評価について証明するも のではありません。

1. 森林簿、森林計画図の入手

市町村を経由して県より森林簿、森林計画図を入手します。



写真 森林計画図

2. 森林計画図の転記

関係する林班内の筆界(地番界)と地番をトンースします。



写真 森林計画図の転記

3. 公図の写しの入手

森林簿に記載があるが森林計画図にない地番など、位置の不明 な地番は法務局から公図の写しを入手します。

4. 森林計画図の補正

法務局より入手した公図より、森林計画図の筆界(地番界)を補正 します。地番が入り組んでいる範囲は、その範囲だけ詳細図を作成 します。

5. 地籍図整理

N

補正が完了したら見やすいように集落共有地、道水路、ため池、 公共用地などを着色します。

可能なら所有者、面積を記載します。

また、地籍図だけでは現在地がわからないため、地籍図と同じ範 囲の航空写真を入手して、外界に明示した資料を作成します。



写真 地籍図と航空写真

【公図】 公図とは、土地の形や 隣地や道路との接し方 がわかる地図で、法務 局で入手できます。



写真 公図の写し

【公図の写し 手数料】 手数料は、500円で す。



写真 地質図詳細図

土地台帳を作成しよう

1. 土地台帳の様式作成

入手した森林簿より関連する林班内の地番を抽出して、土地台帳 の様式を作成します。

表 土地台帳様式

42		R	#	60	1109	第2 10元	医糖(Nu)	E44	84
	重抵江市	石坑町	ヤマナシダニ	1012-61	2004>		0.05		
	東近江市	石塔町	ヤマナシオニ	1012-62	2004-~		0.41		
	重新江市	石場教	43795 C	1012-63	2004		0.48		
	「直近江市」	石塔町	ヤマナシダニ	1012-66 -	2004-~		0.11		
	東近江市	石塘町	オオサカヤマダ		2004-1-		0.33		
	東班江市	石塘町	4と9カヤマダ		2004-1-		0.05		
	「東近江市	石塔町		1003 1003-1	2004-1-		0.13		
	多许江市	石塔町		1003-2 1003-3	2004-1-		0.03		
	英进江市	石塔町	3295779°		2004-1-		0.01		
	東近江市	石塔町	4249435		2004		0.13	_	
	双近江市	石塔町	1175479		2004-1-		0.03		
	東近江南	石橋和	2292433		2004		0.01		
_	東近江市	石場町	1172779		2004		0.05		
	東近江市	石塔町	4492179		2004-1-		0.06		-
	商品江市	石塔町	2272779		2004-1-		0.00		
	旅近江市	石場町	11477439		2004		0.07		
_	資金江市	石塘町		1007 1007-1	2004-1-		0.15		
_	東西江南	石塔町		1007 1007-1	2004		0.04	\rightarrow	
	開始江西	5福町		1008 1009	2004		0.07		-
_	異近江市	お福町	1472773		2004		0.00		
_	10000	THE		11010-1			0.00		

ほとんどの市町村で納 税通知書とあわせて固 定責産の観税明細書が 送付されています。な お、その記載内容は市 町村の裁量によって決 められていますので一律 ではありません。

2. 固定資產税納税通知書

森林整備の賛同者から固定資産税通知書の課税明細書の情報 (所有者、地目、面積)を得て、様式に転記します。

固定資産税通知書の課税明細書の情報の入手方法は、直接所 有者に閲覧させて頂くか、アンケート形式など、賛同者との話合い で決めます。

課税明細書の見方 土地は、見計(図の語) 土地でを認め扱為れば、複数を扱されます。 「世の必要が扱為れば、複数を扱されます」 「世の必要を構成を行わられてす。有数明料を場象行のものは様式が異なります。



写真 固定資産税通知書の課税明細書

交渉の道程は、必ず記録しておく必要がありま

いつ、どのような会話が

交わされ、何が決まって

いったのか、という内容を記録しておきます。森

林所有者との交渉の中

で、互いの思い違いや

記憶達いで交渉がうまく

また、交渉役が集落のメ

ンバーに対して内容を設

明していくための資料にもなります。

いかなくなることを避け

るためです。

す。

3. 登記簿の写しの入手

固定資産税通知書で確認できなかった地番は、登配簿の写し (「登記簿謄本」もしくは「登記事項証明書」)を法務局で交付請求して入手します。

	A 3	B 1	1Z	R.	Ψb		420	44	946	I H S	64	tis	84	14	30				
(ब हा	N. F.	17		Π			T											П	Ī
(D m 6)	[310 1s]	13	*	4	1		CW	R.	K R	2.4	0.0	113		я	2	0	ы	64	1
2:	48					114 74		2(in	.AJ					ī
9000	東南	19090					(9030)		MMINITED STATES										

L	ן 🗓 קו	潜 用 角 丘 薄 中	之 単 和	
toward:	19 2 2 2 20	[長行年月日·発行書を]	(8 3)	
	Kpack.	### 13 # 7 # 2 4 # 7 #2 7 0 9 2 ¶	CMISSIATE NAME	AND A .
	(6.76)	(AT):	W.W.	電影点の中央を行うある「中央を図りを定さるのだ また人の表記 単記を発送される

(4 × 1	湯を食せたら	有利に担する 当	
(####) (# E @ # #)	(金田等月日 - 東田県で)	(2 2)	[
3586.a	FE13年3月7日 第18275年	中間13年1月3日連続選集会 銀子は13年5月3日記載	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

写真 登記簿の写し(登記事項証明書)

4. 土地台帳の整理

以上より土地台帳を整理します。

備考には森林整備への参加同意確認の状況も記載しておきます。



写真 土地台帳の整理



写真 交付請求書

【登記簿の写し(登記事項証明書)手數料】 登記事項証明書(贈抄本)の手數料(平成25年4月1日~) は、窓口交付で1筆あたり480円です。

Page 15

不在地主の場合の処理

連絡先を調べる

登記簿の情報より、所有者と関係のある住民をさがし、連絡先の 電話番号を教えてもらう方法が確実でしょう。

また、登記簿の情報より、所有者の氏名・住所が分かるので、集落による森林整備の目的や方法、参加お願いなどの旨の内容の 手紙を渡し、返信により所有者本人から連絡先の電話番号を入手 します。

交渉

森林の所有者の連絡先が判明したら、森林整備の参加の同意を 得るための交渉をしなければなりません。交渉は電話が主となりま す。

電話では次のようなことを伝え、また確認します。

①所有している森林の集落の折衝係であること

- □ 集落名
- 门担当者氏名
- □ 電話をした目的

②どのような方法で所有者を探して連絡しているのか

見知らぬ人から突然所有している森林のことで連絡があれば、誰でも不審に思うでしょう。どのような方法で所有者を探しあてたのかを丁寧に説明する必要があります。

- □ 法務局で土地の登記簿などを閲覧して、所有者を探したこと
- □ 集落の知り合いから所有者の連絡先を探しあてたこと

③所有している森林の確認

- □ 森林の所在地(字名から、できれば地番まで)
- □ 相手が所有していることの確認

④所有している森林の現況と放置した場合の将来像

- □ すでに現地を見ており、実際に確認していること
- □未整備の状態では、将来的には全てが利用できないものに なってしまうこと
- □「森を集落でよくしたい」という「思い」を伝える

□ 所有者が望まない方向の整備は決して行わないこと

⑤負担金はないことを明らかにすること

- □ 新種の「詐欺商法」のように受け止められることもあります。人 によっては、森林の整備後に請求がくるのではないか、と疑う人もい ます。
- □ 国に補助事業を活用し、伐採・搬出した木材を売買して負担金 が発生しないように整備を進めていて、このことは最初の電話でしっ かりと伝えます。

もし、電話では十分に意を伝えられないときには、後日資料を送る 旨を伝え、資料を読んでもらった後で再度連絡することを約束して、 一度電話を置きます。

最終的には書面で協定書(または契約書)を交わすこととなります が、まずは口頭で集落における森林整備に関して了解をもらうこと になります。

所有者と覚書を結ぶ

電話での交渉の結果、森林整備について了承を得られたならば、 協定等を結び書面で「覚書」を交わします。

覚書には次の内容を盛り込みます。

- □ 場所(地番)と面積(位置図も添付します)
- □ 実施する作業の内容
- □ 覚書の有効期間と更新・解除
- □ 事業実施と完了の通知方法
- □ 疑義等の協議に関する事項 など

参考・引用文献: 放置人工林森林整備マニュアル/NPO法人ウヨ ロ環境トラスト/2011年8月

所有者と交渉できなかっ た時や、交渉しても森林 整備の参加を拒否され た場合は、この所有者の 森林を除外して、整備す ることとします。

ことになります。

堂書の内容は、所有者 が疑問に思っていること を文章という形で答える

第6章 森林経営計画を策定しよう 森林経営計画とは

概要

森林経営計画は、「森林所有者」または「森林の経営の委託を受 けた者」が、面的まとまりを持った森林を対象に、単独または共同 で森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5カ年の計画を 作成し、市町村長の認定を受ける計画です。

森林経営計画を作成すると、様々な支援措置を受けることがで き、費用負担を減らして、計画的に森林の手入れを進めることがで きます。

要件

作無路網

■作成主体

森林所有者

森林の経営の委託を受けた者

■対象森林

属地計画

林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規 模の要件を満たす森林

屬人計画

100ha以上の森林を単独で所有している場合に、自ら所有する 森林及び森林経営の委託を受けた全ての森林

森林経営計画の策定には、以上のような要件があります。

集落で森林整備を行う場合は、対象とする森林が含まれる林班 の2分の1以上の面積規模の所有者の同意をとりまとめ、森林組 合などに委託をし、作成をして頂きます。

【林纸】

林業で、森林区画の単

位。屋根筋・河川など自 然地形を用いて境界を 設定されています。

森林が所在する森林組合や森林施業プランナーの所属する林業 事業体などに相談してください。

具体的に湖東地域では次のところに相談してください。

永源寺町森林組合

住所: 〒527-0231 滋賀県東近江市山上町3555

電話:0748-27-0034

相談先

びわこ東部森林組合

住所: 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀246

電話:0749-48-0530

【森林施棄プランナー】 路網設計や間代方法等 の森林施業の方針、利明 団大等の施業の事業収 支を示した施業提案書を 作成し、それを森林所有 者に提示して含定形成と 森林施業の集約化がためる 動れ、そのための 動れ、利用間伐や木材の 表ものであり、そのたかの 動れ、利用間伐や木材の 売い、利用間伐や木材の 売い、お等を実施し得る 専門的能力を有する者。

森林経営計画策定の流れ

森林経営計画策定の流れは下図のとおりです。

森林の現況調査

N

林班内の森林所有者や以下のような森林情報を調べます。

- 森林面積、人工林、天然林の別、樹種、林齢、蓄積、施業履歴
- 市町村森林整備計画におけるゾーニングの区別 など

計画書の作成

主に次のような項目を記載した計画書を作成します。

- 森林の経営に関する長期の方針
- 森林の現状並びに伐採計画及び造林計画等
- 森林の保護に関する事項
- 森林経営の共同化に関する事項
- 作業道の整備に関する事項 など

計画書を市町村長等に提出

- 林業施業プランナー等が役場の林務担当窓口に必要書類を添付 して提出します。
- 対象森林が複数の市町村にまたがる場合は県に提出します。

認定の審査

- 必要な書類がすべて揃っていて、認定基準のすべてを満たせば 認定されます。
- 市町村長等は認定請求者に対して認定を通知します。

計画に基づいて実行

森林経営計画が認定されたら、委託を受けた者は計画に基づいて、現場技術者への作業の指示から実行管理まで、受託した森林の経営(施業及び保護)を進めていきます。

図 森林経営計画策定の流れ

第6章 森林経営計画を策定しよう

森林組合等と委託契約を結ぼう

契約締結までの流れ

森林組合等の林業事業者が、森林所有者から森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成するためには、森林所有者との間で「森林経営委託契約」を締結し、森林の経営の委託を受けることが必要です。

下図のように、委託予定の森林組合等と概ね次の3回会議を経 て、委託契約を締結します。

制度の説明

森林経営計画制度の概要を、森林所有者に理解して頂くよう説明会を行います。

現地確認・要望闡取

- ●まずは、集落の代表者と森林施業プランナーで、計画範囲や境界 の確認を行います。
- ・施業の順番や作業道のルート、施業内容など質疑や要望を聞き取り、適宜応答や要望への対応方法を協議します。

森林整備の概要説明

◆聞き取り等の内容を受けて、5カ年の森林整備の概要について説明会を行います。



委託契約の締結

図 委託契約締結までの流れ

※林野内に管理の行

契約主

森林組合等の委託契約は、「1)森林所有者の代表として自治会 等が契約主になる場合」と、「2)森林所有者が連名で契約主になる 場合」の2パターンがあります。

「2)森林所有者が連名で契約主になる場合」は、個人の森林の境界を各々測量する必要があり、その分期間や費用がかさむため、「1)森林所有者の代表として自治会等が契約した場合」の方が事業区域の外境界だけの測量でよく、手間がからず安価です。

これより、「森林所有者の代表として自治会等」が契約主になることをお奨めします。

委託契約書は委託予定の森林組合等が準備してくれます。

(雛形案の各条項)

第1条 信義忠誠の義務

第2条 契約の対象とする森林

第3条 契約の期間

第4条 委託事項

第5条 森林への立入り及び施設の利用等

第6条 森林経営計画の作成及び実行

第7条 委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等

第8条 費用の負担

第9条 委託料の請求

第10条 損害の填補等

第11条 災害等による委託事項の不実施

第12条 債務不履行による契約の解除

第13条 甲の届出

第14条 その他の事項

引用文献:森林経営計画ガイドブック/森林計画研究所/全国林 業改良普及協会

委託費用

森林組合へ森林経営計画を委託する際の費用は、森林整備も委託することを前提とすれば、基本的に無料です。

※森林経営の委託 は、期間を定めて森林 の施業と保護の実施 を委託するものであ り、所有者の財産権を 渡すものではありませ ん。 計画書の内容や認定基準を知ろう

計画書の内容

森林経営計画書には主に次の事項について記載します。

1.森林の経営に関する長期の方針

2.森林の現況並びに伐採計画及び造林計画等

3.森林の保護に関する事項

4.森林経営の共同化に関する事項

5.作業路線の整備に関する事項

6.森林の経営の規模拡大の目標等(任意)

認定基準

主な認定の基準は次のとおりです。

- 1.計画対象森林が、一体として整備することを相当とするものであること。
- 2.森林の経営に関する長期の方針が有効かつ適切であること。
- 3.伐採・造林・間伐・保育の計画が、国の定める施業の実施基準 に適合していること。
- 4.森林経営計画の内容が市町村森林整備計画の内容に照らして 適当であること。
- 5.火入れの計画がされている場合には、その目的が造林のため の地拵えまたは害虫駆除であること。
- 6.作業路網の整備状況等に照らして、計画された森林の施業及び保護を適正かつ確実に実施できると見込まれること。
- 7.森林の経営の規模拡大の目標を定めている場合には、計画対象森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることなどが確実と見込まれること。

集落で検討するポイント

森林経営計画を策定する際には、森林施業プランナーを交えて 次のような事項を集落で検討しましょう。

■作業道のルート

1)今後の森林の管理道、2)対象地区内にあるため池などのアクセス道、3)山火事防止における緩衝地帯などの視点で作業道のルートを検討します。

■施業後の利用

施業後の森林の利用を考えて、間伐率や作業道のルートを検討 します。

■災害歴

過去に土砂崩れなど災害歴を伝え、その場所の施業方法を検討 します。

■保存すべきもの・場所

集落で大切にしている大木や祠、文化財らしきものは、伝え、対 応方針を検討します。



写真 検討の様子



写真 森林経営計画書

概要

第7章 森林整備をしよう

森林経営計画の認証後は計画に基づき、補助事業を活用し、森林整備を行います。

この事業は、森林経営計画の作成者を対象に、遺林、保育、間 伐などの森林施業と森林作業道整備に必要な経費が支援されます。

対象作業は、地拵、植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、更新 伐、森林作業道整備などです。

委託を受けた森林観合等が森林整備の実施、補助金の申請、伐 採搬出した間伐材の販売、事業費の精算を行います。



写真 作業道整備

写真 森林整備

要件

間伐については、次の要件を満たすことが必要です。

- ■「森林経営計画」の作成・認定
- 日本前計画の作成・提出
- ■5ha以上の施業実施面積
- ■平均10㎡/ha以上の搬出

費用

森林整備の事業費は概ね80~100万円/haくらいです。

工種によりますが、国県の負担率は70~75%で、これに市負担率10%を加えて、地元負担は事業費の15~20%程度です。

伐採搬出した木材を販売して得た利益を、地元負担金に充てて、 実質地元負担なしで事業を実施できる可能性が大きいです。

※地元負担なした森林 整備を行うについては、 事業区域の一方の端か ら順番に整備を行うので はなく、年度計画の中 に、植林地や竹やぶ、雑 木林等を一様になるよう に年次区域を設定しま す。こうすることで、竹や ぶ等手間がかかって販 売できる木材がない部 分の地元負担を、植林 地や雑木林の間伐材の 販売で穴埋めするという ことで地元負担が相殺さ れるようにします。

森林整備の流れ

1年の森林整備の流れは下図のとおりです。この流れを5ヵ年行い森林経営計画の内容を達成します。

現地調査

- ●整備区域の外境界や作業道の設置などを、集落の代表者、施業の 作業班班長、森林施業プランナーで、現地確認します。
- ◆特に確認したい森林所有者がいる場合は、この所有者も現地調査に参加して頂きます。
- ●施業の境界は、尾根・谷・道路などに設定するため、特に境界杭などは設置しません。
- ●現地調査は1日で無理な場合は、2~3日に分けて行います。

説明会

委託予定先の森林組合等が森林所有者に、具体的な森林整備や見 積書の内容についての説明会を行います。

施業 (3~6ヵ月)

- ●森林組合等と事業実施に係る委託契約を締結し、施業を行いま す
- ●施業面積は5~10ha/年です。
- 搬出した間伐材等を販売します。

測量・申請(1~2ヵ 月)

- ・施業後、外周をコンパス測量します。
- 補助金の申請を行います。

精節

●地元負担金の精算を行います。

図 森林整備の流れ

精算方法

事業の精算は1ヵ年ごとに行います。

集落ぐるみの取組であるため、基本、売却益は森林所有者個人 に配当しないようにして、今後の集落の森林の維持管理費など森 林保全のための費用に充ててください。 ※事業区域内に個人で 所有している特林を適切 に管理している箇所があ れば、これを含めて森林 経営計画の作成、森林 軽備を行い、精算だけ別 にすることは可能です。 第8章 整備後、どのように森林を維持するか考えよう

第8章 整備後、どのように森林を維持するか考えよう

利活用

森林整備後の利活用は維持管理も含めて、継続できる活用方法を検討してください。

利活用の方法は集落の特徴で決めればよいと思います。また、 子供からお年寄りまで参加できる仕組みを考えてください。

利活用事例

先行地区では、1)集落の財産の活用、2)次世代への継承、3)それを体験できる場の創出を目的に、森林整備した跡地を活用して、都市農村交流の場として「羊の里」や「山添の里」の整備を集落で進めています。



羊の餌やりを当番制で実施。当番が毎日羊 当番日誌を記入しています。また、子供+親た ちも羊の餌やり見学に頻繁に森林まで訪ずれ るようになりました。

最近では高齢者の福祉施設の方も見学に来られているようです。





ます。今年は集落の方も毛刈体験をしました。

毎年、春には羊の毛刈を集落近隣の保育園 児や幼稚園児を対象に、見学会を実施してい

このような活動により、集落内の交流が盛んになっています。

Page 25

現況写真と構想図を活用して、利活用の計 画を説明すると理解されやすいです。

また、整備は集落で行っていますが、各々が できることを、できる範囲で行うという考え方を しています。例えば働いている人は、仕事から 帰ってから少しでも整備活動に参加するなど、 活動を強制しないことが、結果的には継続的 な活動になります。



写真 山添の里構想図

整備費は森林整備で間伐材を販売して、地 元負担金を支払ったあとの残金を当てていま

建設機械はお礼程度で借りたり、資材は廃 材を利用するなど、できる限り費用をかけない で整備しています。

また、活動した後は、参加者で掃除をするこ とをきまりとしています。これにより集落の維持 管理の軽減ができます。



維持管理

森林の外縁は、集落で下刈などの管理を行うことが望ましいで す。日光が入るようになるため森林の外縁は雑草が繁茂しますが、 林内はある程度影ができるためそれほど下草は生えません。

もし、下刈を森林組合等に委託する場合は、概ね15万円/ha(標 準値)の費用がかかります。

この事業のよいところは、今回の森林整備が終了し、5ヵ年経過 すれば、また再度同じ制度を活用して森林整備が可能です。 な お、補助金を活用している場合は、補助金受領後5年間は転用す ることが出来ないので注意してください。

Q&A

Q1関係林班の資料は提供いただけるのか?

▲:森林計画図、森林簿データなら提供可能です。

Q:森林組合との委託契約はとうするのか?

A: 集落で森林所有者の同意。をとりまとめ、集落と森林組合が 委託契約を締結します。

森林組合と森林所有者の連名での委託契約も可能であるが、この 場合、個々の森林の境界を確定する必要があり、その分期間や経 費がかさむため、集落と森林組合が委託契約をお願いしたいで す。

Q:森林組合に全てを委託できないのか?

A:森林組合には森林経営計画の策定・申請、森林整備を委託し て、森林所有者の調整、所有状況の確認、合意は集落で行いま す。森林整備には間伐した木材の売買も含まれています。

Q:資素確認はとうするのか?

A:森林1筆ごとの境界確認は行わず、施業範囲の外界の境界確 認のみ行います。確認後は杭を設置します。

Q:1年の森林整備の施業面積はどの程度か?

A:5~10ha程度です。

Q:事業期間中に森林の売貸にて所有者変更は可能か?

A:変更は可能です。

Q&A

Q:間伐とは具体的にどのようなことか?

A:健全な森林育成には、樹木高さの20%程度の樹木間が必要です。例えば、高さ10m樹木なら2m間隔が必要です。ただし、樹木は成長するために、施業は25~30%程度の間伐を行います。なお、松枯れ、ナラ枯れが発生しており、優先的に枯れる前に伐採するようにしています。また、先行地区の池之脇では40%で間伐を実施しました。

Q:良い木のみ間伐するのでは?

A: 山を保全するため、良い木のみだけでなく、適切な間伐を実施 します。

Q:良い木と雑木の扱いは?

A::同じ扱いとします。

Q:竹藪の伐採はとうなのか?

A: 竹藪+雑木林となるように森林整備の事業区域を調整して、 事業の精算で地元負担がでないようにします。伐採後の竹材は現 地で棚積みにしておきます。市が竹をチップにする粉砕機を貸し出 すので、集落でチップすれば被覆材等として活用できます。

Q: 檜材があり高価では?

A: 今は、杉、檜材は、お金になりません。現在、市場では、ナラ等 雑木の方が、お金になります。

Q:森林整備することで、土地の評価は変わるのか?

A: 変わりません。

Q:森林整備事業の精算にどの期間でおこなうのか?

A:事業の精算は1年ごとに行います。

Q:依採搬出した木材の売却益はどのようになるのか?

A:基本は森林所有者に配当するが、集落ぐるみの取組であるため、森林所有者個人に配当しないようにして、今後維持管理費など森林保全のための費用として集落で管理してください。

Q:作業道整備の影響で災害の心配はないか?

▲:作業道について、現地踏査を行い、状況を十分に把握して ルートを決めます。傾斜のきついところは避け、等高線に沿った緩 やかな傾斜に設けていきます。どうしても急峻な箇所に設ける場合 は、スイッチバック方式を採用します。また、先進地の池之脇では、 ため池のアクセス道路としても活用できるように作業道を配置して、 ため池を防火用の貯水池としても活用できるようにしています。

Q:間伐後の下草刈りはどのようにするのか?

A:必要な下草刈りは、集落の環境整備事業で対応をお願いしたいです。40%で間伐した池之脇では4年後の状況で、ほとんど下草は生えていない状況です。ただ、植林をした場合は、10年間、下草刈の補助制度が活用できます。

Q:森林整備後の利活用に対する補助はあるのか?

A: 東近江市から生コン3㎡/年、砕石4t×3台/年の現物支給制度があり、行地区の池之脇ではこれを活用して、集落で整備を行っています。

ただ、今回は間伐した木材の売却益は多いが、次からは、間伐の 材積が減り売却益も減ってくると予想されます。このため、今回の 売却益を、集落で森林保全のための費用としてプールしたほうが 良いと考えます。

Q:次の5ヵ年計画の際は、地元負担が発生するのではない

A:次の5ヵ年計画の際は、当初よりも売却できる木材量が少なく なり、地元負担分よりも売却額が少ない場合は、地元負担が発生 します。この場合は事業をしないという選択も可能です。

発 行 東近江市産業振興部農林水産課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 TEL0748-24-5660(農林水産課)

修 東近江市産業振興部農林水産課

画 一般社団法人kikito

集 株式会社農楽

※本誌は「滋賀県重点分野雇用創造事業(湖東の舞づくり支援事業)」を活用して作成しています。

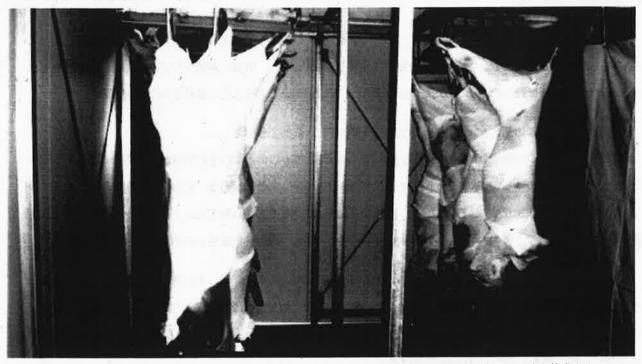
YAHOO!ニュース IDでもっと便利に新規取得 JAPAN

Yahoo! JAPAN ヘルプ

1 ユーザーページ 購読一覧 キーワードを入力 ニュースフィード トップ 速報 写真 映像 雑誌 個人 Buzz ランキング エンタメ スポーツ IT・科学 ライフ 新着記事一覧 国内 国際 経済 オーサー一覧

ジビエは獣害から山村を救えるか

田中 淳夫 | 森林ジャーナリスト 2014年10月31日 12時35分



狩猟で捕獲されたシカを処理して肉を熟成させている。

ツイート (64)

シェア {972

{9

このところ、山間部の獣害が注目されている。とくに最近はシカによる被害が爆発的に増えてきた。それ は農林業に対する被害を越えて、いまや農山村の存亡にも関わりだした。

なぜなら山間部の限界集落に住んでいる高齢者は、たいてい年金生活者。彼らは米や野菜をつくって多少 の収入を確保するだけでなく、これらを自給しているから年金でも生活できる。ところが食べ物を全部購入 するとなると金がいるだけでなく、そもそも買う店が近くにない。それに農作物をつくるのは、日々の楽し みでもある。獣害でそれらが失われると、集落を去ってしまいがちなのだ。

そこでシカなどを適正な数まで駆除して、頭数管理することが望まれるのだが、これが難物。ハンター人口も高齢化するとともに減少している。最近は若者向きのハンティング講座を開いたり、狩りガールと呼ばれる女性ハンターの登場も話題になっているが、簡単には増やせるものではない。

一方で、仕留めた野生動物の扱いとしてよく言われるのが「食べる」案だろう。シカ肉を商業ベースに乗せることで、現金収入化を図り、さらに駆除を促進しようという発想だ。

ヨーロッパでは、ジビエと呼んで、野生動物の肉が普通に出回っているという。日本でも、もっと野生肉の需要を増やせば、狩猟で収入を得ることができるからハンターも増えるだろう……。駆除ではなく、山の幸のおすそ分けだ。たしかに料理法によっては、素敵な料理素材になる。上手くすれば人気の食材になるかもしれない。

しかし、ことはさほど簡単ではない。むしろ「狩猟肉の販売を促進したら、駆除数が減るかもしれない」 という指摘もあるのだ。

というのは、ハンターが狩った動物は、たいていその場で解体して血抜きなどを施して解体される。さもないと、味が落ちるからだ。しかし、その肉は市場には出せない。市場に流通させるには食品衛生法などで、ちゃんと資格を持った人がしかるべき設備において解体していることが条件となるからだ。

かといって、狩場の近くに資格者と解体設備を揃えているところは珍しい。

兵庫県丹波市にシカ肉を加工する施設を備えた「丹波姫もみじ」という会社が設立されている。ハンターが撃ったシカを買い取って精肉にし販売するのが目的だ。同じような施設は、北海道に多いほか、全国で少しずつ増えているがまだ少ない。ただし、ここでもどんなシカでも買い取るわけではない。運び出すのに時間がかかっていたり、弾丸が内蔵を撃ち抜いたようなシカは、肉の味が落ちるため断るという。

これまでは、ハンターが山の中で処理し、それを身近な人におすそ分けしていた。それでは衛生面の確保が不安が残るものの、多少の売買が行われても内輪の取引だとして黙認されてきた。しかし大々的にジビエとしてシカ肉などを販売しようとすると、この内輪の売買が問題となるのだ。そのためハンターは利益を得られなくなり、駆除しなくなる可能性がある……。

そのうえ、シカは意外と肉の量が少ない。ホンシュウシカの成獣の体重は約30キロだが、そのうち肉は10キロほどしかない。さらに美味しく食べられるモモやヒレ部分は3キロ程度。これだけでは、よほど価格を高くしないと採算が合わない。高ければ売れない。また稀にE型肝炎ウイルスを持つものもいるので、トレーサビリィーも確保しないと心配だ。そこで美味しくない部位をドッグフード用に回したり、毛皮や角を販売するなどの工夫がいる。こうしたビジネスを成り立たせるには、多くの関門があるだろう。

それに、流通販売させるとなると安定供給が求められる。仮に肉の販売店やレストランなどと契約して も、コンスタントに入荷しなければ扱う方も困るのだ。

となると、シカを狩猟で仕留めるより、養殖した方が確実だ、という声もある。野生シカの飼育……。そのうち飼育していたシカが逃げ出して野生化するかもしれない。

いや、冗談ではないのだ。実際にシカ肉を販売していた業者が、野性の二ホンシカを扱うのではなく、 ヨーロッパのアカシカを飼育したケースがある。しかし経営に失敗したあげく、アカシカは飼育場から逃げ 出したのである。もし二ホンシカと交雑したら、遺伝子汚染を引き起こしかねないため問題となった。

ジビエの普及は、よほどしっかりしたルールを整備するか、それともささやかな取引に留めておくか、よ く考えねばならないだろう。



田中 淳夫 森林ジャーナリスト

日本唯一にして日本一の森林ジャーナリストとして、自然の象徴としての「森林」から人間社会を眺めたら新たな視点を 得られるのではないか、という思いで執筆活動を展開。主に森林、林業、そして山村問題に取り組む。自然だけではな く、人だけでもない、両者の交わるところに真の社会が見えてくる。

Twitter @akkun59 Facebook atsuo.tanaka.16

official site 森林ジャーナリスト田中淳夫の仕 事館

田中 淳夫の最近の記事

11月22日 13時40分 割り箸は高級な木工品だ! 国産割り箸復活の兆し

11月6日 13時41分 日本に人工林はどれだけ必要か

10月31日 12時35分 ジビエは獣害から山村を救えるか

10月9日 22時8分 「緑のオーナー」訴訟の判決がもたらすもの

田中 淳夫の記事一覧へ(73)

A distribution of the contract of the contract



SOUTH THE THE

THE RESERVE AND THE

THE COURSE PARTICIPANT SERVICES OF THE STREET SERVICES OF THE STREET

Tree-it-distriction